

女性活躍推進法 一般事業主行動計画について

計画期間

2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間

女性がより活躍できる企業を目指し、
以下の取り組みを積極的に推進します。

目標および取組内容

01 総合職の新卒採用者に占める女性比率を**15%以上**とする。

- ・ 社内で活躍している女性社員の紹介をHPや会社案内などに掲載します。
- ・ 大学のキャリアセンターと連携し女子学生に対する働きがけを積極的に行います。
- ・ 企業説明会や選考過程において、総合職の女性社員との交流の場を設け、女性が活躍できる職場があることを積極的にPRします。

02 総合職社員一人当たりの月平均残業時間を**17時間以内**とする。

- ・ 毎日の労働時間を勤怠管理システムで適切に管理します。
- ・ 定時退社日の運用や営業部門の直行直帰など効率の良い働き方を推進します。
- ・ デジタル化などの働き方変革に取り組み、業務の効率化や生産性の向上を進めていきます。